

スロバキア

実用新案法

法令集法律 No. 495/2008 により改正された実用新案及び一部の法律の改正に関する法令集法

律 No. 517/2007

2009 年 2 月 1 日施行

目次

第 I 編

第 I 部 基本規定

第 1 条

第 2 条 用語の定義

第 3 条

第 4 条 保護の条件

第 5 条

第 6 条 保護対象からの除外

第 7 条 新規性

第 8 条 進歩性

第 9 条 産業上の利用

第 10 条 実用新案保護に係る権利

第 11 条

第 12 条

第 II 部 実用新案の効力

第 13 条 登録により付与される権利

第 14 条 保護の範囲

第 15 条 実用新案の利用

第 16 条 権利の消尽

第 17 条 実用新案の効力の制限

第 18 条

第 19 条 実用新案の共有

第 20 条 実用新案の譲渡

第 21 条 実用新案の移転

第 22 条 担保権

第 23 条 ライセンス契約

第 24 条 強制ライセンス

第 25 条

第 26 条 実用新案の有効期間及び存続期間

第 27 条 実用新案の消滅

第 28 条 権利の侵害

第 29 条 情報を得る権利

第 30 条 権利の保護

第 31 条 予防措置

第 III 部 庁における手続

第 32 条 出願

第 33 条 出願日

第 34 条 優先権

第 35 条 特許出願又は欧州特許出願に基づく請求

第 36 条 欧州特許出願の変更

第 37 条 出願手続の中断

第 38 条 出願の審査及び公開

第 39 条 出願の補正及び分割

第 40 条 登録簿への記入に対する異議申立

第 41 条

第 42 条

第 43 条 実用新案の登録簿への記入

第 44 条 実用新案の抹消

第 45 条

第 46 条

第 47 条 移転

第 48 条 決定手続

第 49 条 ライセンス，担保権，実用新案の譲渡又は移転及び訴訟の登録簿への登録

第 50 条 更なる手続

第 51 条 原状回復

第 52 条 決定の理由

第 53 条 審判請求

第 54 条 ファイルの閲覧及びデータの利用可能性

第 55 条 登録簿

第 56 条 公報

第 57 条 国際出願

第 IV 部 共通規定，授權規定，経過規定及び廃止規定

第 58 条 共通規定

第 59 条 授權規定

第 60 条 経過規定

第 61 条

第 62 条 廃止規定

第 IV 編 施行

第 I 編

第 I 部 基本規定

第 1 条

本法は、実用新案出願又は実用新案の対象である技術的解決の創作、法的保護及び利用に関係して発生する法的関係に適用される。

第 2 条 用語の定義

本法の適用上、

- (a) 生物学的材料とは、遺伝子情報を含む材料であつて、自己繁殖又は生体系中での繁殖が可能なものをいう。
- (b) 植物又は動物の生産のための本質的に生物学的な方法とは、専ら交雑又は淘汰のような自然現象から成る方法をいう。
- (c) 化学物質とは、すべての化学元素及びすべての化学元素化合物をいい、すべての安定化添加物及び製造過程で生じたすべての不純物を含める。
- (d) 薬剤物質とは、人又は動物の病気に関し治癒又は予防効果を示すすべての物質又は物質組成物、及び人又は動物の生理的機能を診断するために又は再生、改善若しくは修正するために人又は動物に投与することができるすべての物質又は物質組成物をいう。
- (e) 物質又は物質組成物の医療上の利用とは、人又は動物の体の外科的な又は治療上の処置の方法、並びに人又は動物の体に対して用いる診断方法及び病気予防の方法をいう。
- (f) 国際出願とは、特許協力条約に従つてされた出願をいう。
- (g) 実用新案所有者とは、実用新案登録簿(以下「登録簿」という)に所有者として記入された法人又は自然人をいう。

第 3 条

スロバキア共和国工業所有権庁(以下「庁」という)は、実用新案を登録簿に記入する。

第 4 条 保護の条件

新規であり、進歩性があり、かつ、産業上利用可能な技術的解決は、実用新案として保護される。

第 5 条

(1) 本法において、次のものは、実用新案とみなされない。

- (a) 発見、科学的理論及び数学的方法
- (b) 審美的創作
- (c) 精神活動、遊戯又は事業活動を行うための計画、規則及び方法
- (d) コンピュータ・プログラム
- (e) 情報の提示

(2) (1)に定める対象又は活動は、実用新案出願(以下「出願」という)が当該対象又は活動自体に関係する範囲内でのみ、実用新案保護の対象から除外される。

第6条 保護対象からの除外

次のものは、実用新案として保護することができない。

(a) 商業的に利用した場合に公序良俗に反することとなる技術的解決。そのような技術的解決の利用が禁止されているのみでは、本規定にいう公序良俗に反するとはみなされない。

(b) 植物及び動物の品種

(c) 植物又は動物の生産のための本質的に生物学的な方法

(d) 人又は動物の体の外科的な又は治療上の処置の方法、並びに人又は動物の体に用いられる診断方法及び病気予防の方法

(e) 生物学的材料から成る若しくは生物学的材料を含む生産物に関する技術的解決、又は生物学的材料を生産し、処理し若しくは用いるための方法

(f) 化学物質の生産方法

(g) 薬剤物質の生産方法

(h) 物質及び物質組成物の医療上の使用

第7条 新規性

(1) 技術的解決は、(2)から(4)までに従って技術水準の一部を構成しない場合は、新規であると認められる。

(2) 本法適用上、技術水準とは、実用新案出願人(以下「出願人」という)が第34条(1)にいう優先権の享受を開始する日前に、何れかの開示手段により公衆の利用に供されているすべてのものをいう。

(3) 先の優先権を伴ってスロバキア共和国においてされた出願及び特許出願の内容も、これらが、出願人が優先権の享受を開始する日以後、スロバキア共和国工業所有権庁公報(以下「公報」という)で公開された場合は、技術水準とみなされる。このことは、スロバキア共和国を指定する国際出願及びスロバキア共和国を指定する欧州特許出願(以下「欧州特許出願」という)についても適用される。国際出願の公開とは公報での公開をいい、また、欧州特許出願の公開とは、欧州特許条約第93条又は第153条に従う公開をいう。秘密特許出願は、優先権発生日から18月が経過した後、公開されたものとみなされる。

(4) 出願人又はその法律上の前権利者の研究結果の開示であってその開示が出願の前6月以後に行われたものは、技術水準とみなされない。

第8条 進歩性

(1) 技術的解決は、それが当該技術の熟練者にとって技術水準に照らして自明のものでない場合は、進歩性があるとみなされる。

(2) 出願、特許出願、国際出願及び欧州特許出願であって、出願人が優先権の享受を開始する日までに公開されていないものの内容は、進歩性の判定において考慮に入れない。

第9条 産業上の利用

技術的解決は、その対象を何れかの分野、特に工業及び農業の何れかの分野において生産又は使用することができる場合は、産業上利用可能であるとみなされる。

第10条 実用新案保護に係る権利

- (1) 技術的解決の考案者(以下「考案者」という)は、実用新案保護を受ける権利を有する。
- (2) 考案者とは、自己の創作活動により技術的解決を創作した者をいう。
- (3) 技術的解決の共同考案者(以下「共同考案者」という)は、技術的解決の創作に参加した範囲で実用新案保護を受ける権利を有する。

第11条

- (1) 考案者が、雇用関係、雇用類似の関係又は構成員としての関係に基づく任務遂行の枠組内で技術的解決を創作した場合は、実用新案保護を受ける権利は、当該関係の当事者間で別段の合意がされない限り、使用者に帰属する。考案者であることに係る権利は影響を受けない。
- (2) (1)により技術的解決を創作した考案者は、そのことについて直ちに書面により使用者に通知すると同時に、技術的解決の評価に必要なすべての資料を提出しなければならない。
- (3) 使用者は、(2)にいう通知から3月以内に、書面により、実用新案保護を受ける権利を考案者に対して行使することができる。
- (4) 使用者が(3)にいう期間内に実用新案保護を受ける権利を行使しない場合は、この権利は、考案者に復帰する。使用者及び考案者は、第三者に対して、技術的解決についての秘密を保全しなければならない。
- (5) (3)により実用新案に係る権利を行使された考案者は、使用者から適正な報酬を受けることができる。報酬額を決定するに際し、技術的解決の技術的及び経済的重要性、その実施又はその他の利用により得られる利益、並びに考案者の仕事量の程度及び内容が決め手となる。報酬が、技術的解決に係る後の実施又はその他の利用により得られた利益に明らかに相応しない場合は、考案者は、追加の報酬を受ける権利を有する。
- (6) (1)から(5)までにいう権利及び義務は、考案者と使用者との間の法律上の関係が終了しても影響を受けない。

第12条

- (1) 考案者権を除いて、実用新案保護を受ける権利は、第10条(1)及び(3)並びに第11条(1)に定める者の法律上の権原承継人に帰属する。
- (2) 実用新案保護を受ける権利の譲渡に関する合意は、書面によりしなければならないが、そうでない場合は無効とする。
- (3) 実用新案保護を受ける権利は、特別規則に規定される場合は、他人に移転する。
- (4) 出願により付与される権利の譲渡又は移転は、出願後に実用新案保護を受ける権利の譲渡又は移転があった場合は、それと同時に生じるものとする。出願により付与される権利の譲渡又は移転は、登録簿への記入の日に、第三者に対して効力を生じる。

第 II 部 実用新案の効力

第 13 条 登録により付与される権利

(1) 実用新案所有者は、実用新案により保護された技術的解決を実施すること、その同意なしに第三者が実用新案により保護された技術的解決を実施するのを防止すること、実用新案により保護された技術的解決の実施に同意を与えること、実用新案を他人に譲渡すること、又は実用新案に担保権を設定することについて排他権を有する。

(2) 実用新案は、実用新案の記入が公報で公告された日に効力を生じる。

(3) 出願の公開後に出願の対象を実施した者からは、合理的な対価が出願人に支払われなければならない。合理的な対価を受ける権利は、実用新案の効力が生じる日から行使することができる。

第 14 条 保護の範囲

(1) 実用新案により付与される保護の範囲は、クレームの内容により決定される。明細書及び図面は、不明確な点がある場合のクレームの解釈に用いられる。

(2) 出願により付与される保護の範囲は、第 38 条(4)により公開された保護に係るクレームの内容により予備的に決定される。予備的保護の範囲は、実用新案保護に係るクレームにより遡及的に決定される。ただし、このことは、実用新案による保護の範囲が公開された出願によるものよりも広い場合は、適用されない。

第 15 条 実用新案の利用

実用新案の利用者とは、次の者をいう。

(a) 実用新案により保護された製品を生産し、利用し、提供し若しくは市場に出し、又はこれらの目的で貯蔵し若しくは輸入する者

(b) 実用新案により保護された方法(以下「保護された方法」という)を利用し、又は当該保護された方法の利用のために他人に提供する者

(c) 保護された方法により直接得られる製品を生産し、利用し、提供し若しくは市場に出し、又はこれらの目的で貯蔵し若しくは輸入する者。同一の製品は、そうでないことが証明されない限り、保護された方法により生産されたとみなされる。

(d) 実用新案を利用する権利を有さない者に対し、実用新案により保護された技術的解決を実行するための手段を供給し又は供給の申出をする者。ただし、これは、当該手段が技術的解決の実行に意図されているか又は実行に適していることをこの者が知っているか又は状況に照らして知っている筈である場合に限る。以上のことは、当該手段が市場で利用に供されており、かつ、供給者が実用新案を利用する権利を有さない者に対して(a)から(c)までに反して行動するよう唆していなかった場合は、適用されない。

第 16 条 権利の消尽

実用新案所有者は、実用新案により保護された製品が、自身により又はその明示の同意をもって、欧州連合加盟国又は欧州経済地域に関する協定の締約国である国の市場に出された後は、第三者に対して当該製品の処分を禁じることはできない。

第 17 条 実用新案の効力の制限

(1) 実用新案所有者の権利は、優先権より前に、スロバキア共和国の領域内で、実用新案の考案者又は所有者から独立して、実用新案により保護される技術的解決を利用したか又は実用新案により保護される技術的解決の利用を直接の目的として適切な準備を行った者(以下「先使用者」という)に対しては、行使できない。

(2) (1)に基づく技術的解決の実施に係る先使用者の権利の譲渡又は移転は、技術的解決が使用されている会社又は当該部分の譲渡又は移転の一環としてのみ行うことができる。

第 18 条

(1) 技術的解決が次の状況で利用される場合は、実用新案所有者の権利の侵害は生じない。

(a) 国際条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国である外国の船舶の船体、機械、船具及びその他の付属物における利用。ただし、当該船舶が一時的又は偶発的にスロバキア共和国の領域に入った場合であって、かつ、技術的解決が専ら船舶の必要のために利用されるときに限る。

(b) 国際条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国である国の航空機若しくは車両の構造若しくは操作又はこのような航空機若しくは車両の構成部品若しくはその他の付属物における利用。ただし、これらが一時的又は偶発的にスロバキア共和国の領域に入った場合に限る。

(c) 国際条約に従い活動している際に、当該活動が当該条約の受益国の航空機に関する場合における利用

(d) 処方箋に従った薬局における個々の薬剤調合又はこのようにして調合された薬剤に関する活動における利用

(e) 私的にかつ非営利目的で行われる活動における利用

(f) 実験目的で行われる活動における利用

(2) (1) (d) から (f) までにより技術的解決を利用する者は、第 15 条 (d) により技術的解決を利用する者とはみなされない。

第 19 条 実用新案の共有

(1) 本法に別段の規定がない限り、実用新案共有者間の関係の規制には、特別規則の規定が準用される。

(2) 共有者間で別段の合意がされない限り、実用新案共有者の各々が実用新案を実施する権利を有する。

(3) ライセンス契約を有効に締結するためには、別段の合意がない限り、実用新案共有者すべての同意がなければならない。

(4) 共有者の 1 が法律上の権原承継人がないままに死亡し又は失権した場合は、その持分は、残りの実用新案共有者にその各持分に相応する比率で移転される。

第 20 条 実用新案の譲渡

(1) 他人への実用新案の譲渡は、書面による合意をもってしなければならず、そうでない場合は無効とする。

(2) 実用新案の譲渡は、登録簿への記入の日から、第三者に対して効力を生じる。実用新案譲渡の登録簿への記入の日前に取得された第三者の権利は、影響を受けない。

第 21 条 実用新案の移転

- (1) 実用新案は、特別規則に定める場合は、新たな所有者に移転される。
- (2) 実用新案の移転は、登録簿への記入の日から、第三者に対して効力を生じる。実用新案移転の日前に取得された第三者の権利は、影響を受けない。

第 22 条 担保権

- (1) 実用新案には担保権を設定することができる。
- (2) 担保権、及び質権者と質権設定者との間の関係には、特別規則の規定が準用される。
- (3) 担保権の設定に関する合意は、書面をもってしなければならない、そうでない場合は無効とする。
- (4) 契約による担保権は、登録簿への記入の日に発生する。

第 23 条 ライセンス契約

- (1) ライセンス契約(以下「契約によるライセンス」という)は、実用新案により保護された技術的解決の実施に同意を与える。
- (2) 契約によるライセンスに基づく権利の発生、消滅及び執行には、特別規則の規定が適用される。
- (3) 契約によるライセンスは、登録簿への記入の日から、第三者に対して法律上の効力を生じる。付与されたライセンスは、契約によるライセンスに別段の規定がない限り、非排他的なものとなされる。
- (4) 契約によるライセンスの所有者の権利の譲渡又は移転は、別段の規定がない限り、契約によるライセンスに基づいて実用新案が実施されている会社又は当該部分の譲渡又は移転の一環としてのみ行うことができる。
- (5) 本法により保護された権利が侵害され又はその虞がある場合は、契約によるライセンスの所有者は、実用新案所有者と同一の権利を有するものとする。

第 24 条 強制ライセンス

- (1) 裁判所は、請求に基づいて、スロバキア共和国の領域において実用新案により保護された技術的解決を実施する能力を証明するすべての者に強制ライセンスを付与することができる。ただし、次のことを条件とする。
 - (a) 出願の日から 4 年又は登録簿への実用新案の記入から 3 年の何れか遅い方が経過していること
 - (b) 強制ライセンスの付与を請求する者が請求前に実用新案所有者に対し適切なライセンス契約の締結を申し出たが、実用新案所有者がこの申出を申出から 3 月以内に受諾していないこと
 - (c) 実用新案所有者が実用新案保護の対象を十分にスロバキア共和国の市場に供給していない一方で、実用新案所有者の側に適切な理由がないままに、技術的解決がスロバキア共和国の領域において実施されていないか又は十分には実施されていないこと。別段の証明がない限り、適切な理由の不存在が推定される。
- (2) 強制ライセンスは非排他的ライセンスとしてのみ付与ことができ、かつ、その存続期間及び範囲は、国内市場の必要性が優先的に満たされることを条件として、当該ライセン

スの付与目的に限定される。

(3) (1) (a) 及び (b) に拘らず、公益に対する重大な脅威がある場合は、強制ライセンスを付与することができる。実用新案所有者は、このことについて通知を受けるものとする。

(4) 強制ライセンス所有者の権利の譲渡又は移転は、強制ライセンスに基づいて技術的解決が実施されている会社又は当該部分の譲渡又は移転の一環としてのみ行うことができる。

(5) 強制ライセンス所有者は、庁に書面による通知を送付することにより、強制ライセンスに基づく権利を放棄することができる。権利の放棄は、庁に通知を送付した日又は強制ライセンス所有者がその権利を放棄する日として通知に記載するそれより後の日に効力を生じる。

第 25 条

(1) 強制ライセンスが付与されても、適正な補償を受ける実用新案所有者の権利は、影響を受けない。

(2) 強制ライセンスが付与されるに至った事情に重要な変化が生じた場合は、裁判所は、ライセンス関係の一方の当事者の請求に基づいて、強制ライセンス付与の決定を破棄することができる。ただし、強制ライセンスを付与する理由の反復発生 of 虞がないこと、又は強制ライセンスに基づく権利が 1 年間行使されていないことを条件とする。

(3) 庁は、強制ライセンスの付与及び取消に係る法律上の決定を遅滞なく登録簿に記入する。

第 26 条 実用新案の有効期間及び存続期間

(1) 実用新案は、第 33 条に基づく出願日から 4 年間有効とする。

(2) 庁は、実用新案所有者又は質権者の請求に基づき、実用新案の有効期間を 3 年間ずつ、2 回に限り、出願日から延べ 10 年間を超えることなく延長することができる。

(3) 実用新案が (1) にいう期間の経過後に登録簿に記入された場合は、庁は、実用新案所有者の請求なしに、実用新案の有効期間を延長するものとする。

(4) 実用新案の有効期間の延長は、最も早い場合で、有効期間の最後の年に請求することができる。実用新案の有効期間の延長請求が、有効期間の最後の年に、遅くとも出願の日と同一の日にされなかった場合は、実用新案の有効期間の延長請求はされなかったものとみなされる。

(5) 実用新案の有効期間の延長請求が (4) に基づいてされなかった場合は、実用新案所有者又は質権者は、請求が (4) に基づいてされるべきであった日から 6 月の追加期間内に、請求をすることができる。実用新案の有効期間の延長請求がこの追加期間内にされなかった場合は、当該実用新案は、実用新案の有効期間の延長請求がされるべきであった最後の日に消滅する。

(6) 請求がないままに請求期間が満了した後に、善意で当該技術的解決の実施を開始したか、又は当該実施のために明らかな準備をした第三者の権利は、追加期間にされた実用新案の有効期間の延長請求に基づいて行われた有効期間の延長によって影響を受けることはない。

(7) 庁は、実用新案保護を受ける権利を対象とする訴訟の当事者の請求に基づいても、実用新案の有効期間を延長するものとする。ただし、実用新案保護を受ける権利に関する訴訟が係属している旨の事実が第 49 条 (4) に従って登録簿に記入されていることを条件とする。

第 27 条 実用新案の消滅

(1) 実用新案は、次の場合は消滅する。

- (a) 実用新案の存続期間の満了
 - (b) 実用新案の放棄の効力発生日の到来
- (2) (1) (b)にいう実用新案の放棄は、庁への放棄通知の送付日又は実用新案所有者が実用新案を放棄する日として通知に記載されている日に効力を生じる。実用新案の部分的放棄は認められない。
- (3) 登録簿に記入された第三者の権利に影響を及ぼす実用新案の放棄は、実用新案の消滅により自己の権利及び正当な利益に影響を受ける可能性がある者の書面による同意が提出されている場合にのみ効力を生じる。実用新案を受ける権利を対象とする訴訟が登録簿に記入されている場合も同様とする。

第28条 権利の侵害

- (1) 本法により保護された権利に侵害又はその虞が生じている場合は、自己の権利に侵害又はその虞が生じている者は、権利を侵害する又はその虞がある行為の禁止を請求すること及び侵害の結果を除去することができる。
- (2) (1)にいう権利の侵害により損害が生じている場合は、被害者は、逸失利益を含む現実の損害の補償を受ける権利を有する。(1)にいう権利を侵害する又はその虞がある行為により非金銭的損害が生じた場合は、被害者は、適正な救済を受ける権利を有し、これは金銭的対価の形をとることができる。

第29条 情報を得る権利

- (1) 実用新案所有者は、本法により保護された自己の権利に侵害又はその虞が生じている場合は、当該権利の侵害又はその虞を生じさせている者が本法に基づく権利を侵害している製品の出所及び当該製品の市場に出ている状況に関する情報を提供するよう請求することができる。
- (2) (1)にいう情報には、特に次のものを含める。
- (a) 生産者、加工者、店主、流通業者、供給者、卸売業者及びその他製品の前所有者の姓名、事業名称、住所若しくは事業所の名称及び場所、又は事業地
 - (b) 関連する製品の生産、加工、供給又は注文された量及び価格の表示
- (3) 次の何れかの者も、(1)及び(2)にいう情報を提供しなければならない。
- (a) 本法に基づく権利を侵害している製品を所有する者
 - (b) 本法に基づく権利を侵害しているサービスを利用する者
 - (c) 本法に基づく権利の侵害に係る活動に利用されるサービスを提供する者
 - (d) (a)から(c)までにいう者によって、本法に基づく権利を侵害する製品の生産、加工若しくは流通に関与した又は当該権利を侵害するサービスを提供したとされた者

第30条 権利の保護

- (1) 本法に基づく権利に関する紛争は、本法に別段の規定がない限り、裁判所により審理され、決定される。
- (2) 裁判所は、請求に基づき、権利を侵害する又はその虞を生じさせる手段となった製品、材料又は器具について特に次のことを命じるものとする。
- (a) 取引経路から撤去すること

- (b) 取引経路から確定的に除去すること
 - (c) 権利の更なる侵害又はその虞を防止する他の方法を講じること
 - (d) 適切な方法で廃棄すること
- (3) (2)の規定は、本法により保護された権利を侵害する又はその虞がある者による経費負担で履行されなければならない。ただし、異例の事情により、別の処置の方が適切であることが示される場合は、この限りでない。
- (4) (2) (d)の場合は、物品の廃棄方法に関する請求は、裁判所を拘束しない。
- (5) 裁判所は、権利の侵害の虞又は侵害の程度が第 29 条による情報提供義務の履行結果の程度に及ばない場合は、同条にいう情報提供を受ける権利を付与しない。

第 31 条 予防措置

- (1) 裁判所は、本法に従う権利の保護において、遅延すれば回復困難な金銭的又は非金銭的な損害が権利者に生じる虞があるときは、予防措置によって本案判決におけるのと同じ義務を課すことができる。
- (2) 裁判所は、予防措置を決定する場合に、請求がない場合でも、原告に対して適正な額の供託金の納付を義務付けること、又は課された義務の履行を当該決定の発効の前提とすることができる。裁判所は、供託金の額を決定する際に、相手方当事者に生じる可能性がある金銭的又は非金銭的損害の程度とともに、供託金の納付を義務付けることが法律の効果的な適用の著しい障害とならないよう原告の資産を考慮に入れるものとする。
- (3) 裁判所は、予防措置を命じた場合において、当該予防措置の期間が満了したとき、又は本案に関する請求が満たされたか若しくは原告の権利が満たされたとの理由以外の理由で当該予防措置が取り下げられたときは、請求に基づいて、相手方当事者に対し、予防措置の実行により直接生じた財務上の金銭的又は非金銭的損害の補償として供託金を与える決定を行うことができる。
- (4) (3)にいう損害の発生が知られてから 6 月以内に、損害賠償又は救済を求める申立が裁判所に提起されない場合、又は当事者間で供託金の使途に関する合意が成立しない場合は、裁判所は、供託金を返還する。

第 III 部 庁における手続

第 32 条 出願

- (1) 実用新案の登録簿への記入は、庁に出願をすることにより請求する。
- (2) 1 の技術的解決又は単一の技術概念を構成するように結び付けられた 1 群の技術的解決のみが出願の対象となる。
- (3) 技術的解決は、出願において、当該技術の熟練者が実施できる程度に明確かつ完全に記述及び説明されなければならない。
- (4) 出願には、次のものを含めなければならない。
 - (a) 実用新案の登録簿への記入を求める願書であって、実用新案の名称を記載したもの
 - (b) 技術的解決の明細書、要約及び該当する場合は図面
 - (c) 保護に係る少なくとも 1 のクレーム
 - (d) 出願人又は共同出願人の識別データ
 - (e) 考案者又は共同考案者の識別データ
 - (f) 出願人が考案者でない場合は、実用新案保護を受ける権利の取得に関する書類

第 33 条 出願日

- (1) 出願日とは、少なくとも次のものを含む書類の提出の日又は補正の日をいう。
 - (a) 出願人の明白な出願意思を示すデータ
 - (b) 出願人及び出願人の連絡先を特定できるデータ
 - (c) 明細書と思われる部分
- (2) 第 58 条(8)にいう公用語により出願するべき出願人の義務は、(1)(c)にいう提出部分との関係での出願日の決定においては適用されない。

第 34 条 優先権

- (1) 出願人に係る優先権は、次の事項に基づいて決定される。
 - (a) 出願日
 - (b) 同一の対象を有する最初の出願、特許出願、発明者証又は実用新案証に基づき国際条約に従う優先日
- (2) (1)(b)に基づく優先権は、同一の対象を有する最初の出願、特許出願、発明者証又は実用新案証であって、国際条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国である国において又は当該国について出願されたものに基づいて主張するものとする。そうでない場合は、この権利は、相互主義の条件に基づいてのみ主張することができる。
- (3) (1)(b)に基づく優先権については、出願人は出願において主張するものとし、かつ、その提出日から 3 月以内に、優先権書類によりこの権利を証明しなければならない。
- (4) 出願人が(3)に基づいて適正かつ期限内に優先権の証明をしなかった場合は、庁は、次のことを条件として、優先権書類の後の承認を求める、理由を付した請求に基づいて優先権を付与する。
 - (a) 優先権書類の交付を求める請求が、第 33 条に従うスロバキア共和国における出願の日までに所轄当局に提出されていること
 - (b) 優先権書類と共に優先権書類の後の承認を求める請求書が、優先権書類の出願人への送

付日から 30 日以内に提出されたこと

(5) 庁は、出願人に対し、優先権書類の公用語への翻訳文を提出するよう求めることができる。

(6) 庁は、本規定による条件を満たしていない優先権の主張及び優先権の証明を考慮に入れてはならない。このことは、出願人に伝達される。

(7) 庁は、出願人又は実用新案所有者の請求があった場合は、出願に基づく優先権を証明する書類を交付する。

第 35 条 特許出願又は欧州特許出願に基づく請求

(1) 出願人がある特許と同一の対象を有する出願をする前に当該特許のスロバキア共和国における付与を請求した場合は、当該人は、出願をする際に、出願日の付与及び該当する場合は当該特許出願又は欧州特許出願に基づく優先権の付与を請求することができる。庁は、出願に係る出願日及び該当する場合は当該特許出願又は欧州特許出願に基づく優先権を付与するものとする。ただし、出願が、当該特許出願又は欧州特許出願に関する決定の申渡しから 2 月以内、ただし遅くとも当該特許出願又は欧州特許出願から 10 年以内にされた場合に限る。

(2) (1) による権利を主張する出願人は、自己がその出願日又は優先権を請求している特許出願又は欧州特許出願に相応する書類を出願から 3 月以内に提出しなければならない。そうしない場合は、これは考慮に入れないものとする。

第 36 条 欧州特許出願の変更

(1) 庁は、欧州特許条約第 135 条により提出された国内出願への変更(以下「変更」という)を求める欧州特許出願の出願人の請求に基づき、本法第 III 部に従って出願に関する手続を開始する。

(2) 出願人は、庁の求めに基づき、3 月以内に欧州特許出願の公用語への翻訳文を提出しなければならない。

(3) 変更請求が、欧州特許出願が取り下げられたか若しくは取下とみなされる日、又は欧州特許出願の拒絶の決定若しくは欧州特許の取消の決定が申し渡された日から 3 月以内に提出されない場合は、出願人は、欧州特許出願により付与された優先権を喪失する。

(4) 変更請求が欧州特許条約第 135 条及び第 137 条に違反して提出された場合は、庁は、変更請求を拒絶する。

第 37 条 出願手続の中断

(1) 庁は、実用新案保護を受ける権利を対象とする訴訟の当事者の請求であって裁判所に提出されたのと同等の書類(裁判所により認証されたもの)により裏付けられたものに基づき、出願公開以外の出願手続を中断する。

(2) 本法に基づく期限は、手続中断の間は進行を停止する。

(3) 実用新案保護に関する紛争についての決定が効力を生じ、結果として生じる権利の移転がなされた後に、庁は、(1)により中断された手続を再開する。

第 38 条 出願の審査及び公開

(1) 出願が第 32 条(2)及び(4)にいう条件を満たしていない場合は、庁は、出願人に対し、所

定の期限内に不備を是正するよう求める。出願人が不備を是正しなかった場合は、庁は、出願に関する手続を停止する。

(2) 出願の対象が第5条により技術的解決と認められないか又は第6条により保護対象から除外されている場合、更に、出願の対象が第9条にいう条件を明らかに満たしていないか又は出願が第32条(3)にいう条件を満たしていない場合は、庁は、当該出願を拒絶する。庁は、出願を拒絶する前に、出願人に対し、出願の拒絶理由に応答する機会を与えなければならない。

(3) 疑義がある場合は、庁は、出願人に対し、出願の対象の有用性を、実証することにより又はその他の適切な方法により証明するよう求める。出願人が有用性を証明し得ないか又は求めに応じない場合は、出願の対象は、有用でないとみなされる。

(4) 出願に関する手続が(1)に基づいて停止されていない場合又は出願が(2)に基づいて拒絶されていない場合は、庁は、出願の対象について技術水準に関する調査(以下「調査」という)を行う。調査結果は出願人に伝達されるものとし、出願は調査結果とともに公開され、公開の事実が公報で公告される。

(5) 庁は、出願人が出願日から3月以内に提出する請求に基づいて、出願公開を最長15月猶予するものとする。

第39条 出願の補正及び分割

(1) 出願人は、出願に関する手続の間、出願を補正することができる。補正及び変更は、提出時の出願の範囲を超えてはならない。

(2) 出願人は、第43条による実用新案の登録簿への記入の時までは、出願を分割することができる。庁は、出願日、更には分割出願が元の出願の範囲を超えない場合は、元の出願に基づく優先権を分割出願に付与する。

第40条 登録簿への記入に対する異議申立

(1) 何人も、出願の公開後、公開から3月以内は、出願の対象が第4条から第6条までにいう保護の条件を満たしていないこと又は出願が第32条(3)にいう条件を満たしていないことを理由として、実用新案の登録簿への記入に対する異議を庁に申し立てることができる。

(2) 異議申立には、異議申立人が提出する法律上の及び事実に関する理由陳述、証拠、更には証拠の表示を含めなければならない。

第41条

(1) 庁は、異議が第40条(1)にいう期限内に申し立てられたか否か及び第40条(2)にいう理由に係る陳述を含めているか否かを審査する。

(2) 異議が第40条に従って申し立てられていない場合又は異議申立人が庁の求めに基づいて所定の期限内に指示された証拠を提出することを怠った場合は、庁は、異議申立手続を停止する。

(3) 庁は、第40条により申し立てられた異議であって(2)による手続の停止がされていないものについて出願人に通知し、かつ、出願人に対し、所定の期限内に応答するよう求める。

(4) 出願人が(3)に従い所定の期限内に異議申立に応答することを怠った場合は、庁は、出願手続を停止する。

(5) 異議申立人及び出願人からの提出書類に基づいて決定を行うことが可能でない場合は、庁は、口頭審理を指示するものとする。庁は、それにより、異議申立に対する出願人の応答を異議申立人に伝える。

(6) 庁は、求めを受けた当事者が口頭審理に参加しない場合は、異議申立に関する手続を続行し、その本案についても決定を行うことができる。

(7) (2)に基づく決定書は、庁により異議申立人に送付され、また、(4)に基づく決定書は、庁により出願人及び異議申立人に送付される。

(8) 庁は、異議が申し立てられた理由が消滅した場合は、異議申立手続を停止する。異議申立手続の停止に関する決定は、庁により出願人及び異議申立人に送付される。

第 42 条

(1) 庁は、出願の対象が第 4 条から第 6 条までにいう保護の条件を満たしているか否か、また出願が第 32 条(3)にいう条件を満たしているか否かについて、出願人が応答した異議申立に基づいて、申し立てられた異議の範囲内で審査する。

(2) 庁が、(1)にいう手続において、1 の当事者の請求により用いられた証拠に基づき、

(a) 出願の対象が第 4 条から第 6 条までにいう保護の条件を全面的に若しくは部分的に満たしていないか又は出願が第 32 条(3)にいう条件を満たしていないと認める場合は、庁は適切な範囲で異議申立に応じ、出願は全面的に若しくは部分的に拒絶されるものとし、若しくは

(b) 第 4 条から第 6 条まで及び第 32 条(3)にいう条件が満たされていると認める場合は、異議申立は拒絶される。

(3) 庁は、(2)にいう決定を出願人及び異議申立人に送付する。

第 43 条 実用新案の登録簿への記入

(1) 出願手続が第 38 条(1)に従って停止されることがなかったか若しくは出願が第 38 条(2)に従って拒絶されることがなかった場合、又は実用新案の登録簿への記入に対する異議が第 40 条に従って申立をされなかったか、実用新案の登録簿への記入に対する異議申立が第 42 条(2)(b)に従って拒絶されたか若しくは異議申立手続が停止された場合は、庁は実用新案を登録簿に記入し、出願人は実用新案所有者となる。

(2) 庁は、実用新案の登録簿への記入に関する証明書を所有者に交付し、また、実用新案の記入は、公報で公告される。

(3) 同一の出願人が、同一の対象を有する複数の出願をした場合は、当該出願人について 1 の実用新案のみを登録することができる。

第 44 条 実用新案の抹消

(1) 次の場合は、庁は、第三者の請求に基づいて登録簿から実用新案を抹消(以下「抹消」という)する。

(a) 実用新案の対象が第 4 条から第 6 条までにより保護に適していない場合

(b) 出願人が、第 10 条(1)、第 10 条(3)又は第 11 条(1)に基づく実用新案保護を受ける権原を有する者でなかった場合

(c) 出願が第 32 条(2)にいう条件を満たしていない場合

(d) 実用新案の対象が出願時の対象の範囲を超えている場合

- (e) 同一の対象を有する複数の実用新案が同一の出願人について登録されている場合
 - (f) 実用新案の登録時に有効な規則に基づく実用新案の登録簿記入条件が満たされていない場合
- (2) 庁は、(1)(c)から(e)までに基づいて、又は出願の対象が第5条、第6条及び第9条に明らかに適していないか若しくは出願が第32条(3)にいう条件を満たしていなかった場合は、職権により、実用新案を登録簿から抹消することができる。
- (3) 抹消は、実用新案が登録簿に記入されなかったと同じ効果を有する。
- (4) 実用新案は、請求人が法律上の利益を証明した場合は、第27条にいう実用新案の消滅後も抹消することができる。
- (5) 抹消の理由が実用新案の一部のみに係る場合は、実用新案は、抹消理由が確認される範囲でのみ登録簿から抹消され、保護に係るクレーム、更には明細書も補正される。
- (6) 庁は、(1)にいう理由の有無に拘らず、実用新案所有者の請求に基づき、実用新案を登録簿から全面的に又は部分的に抹消することができる。実用新案所有者の請求に基づく部分的抹消については、(5)が準用される。

第45条

- (1) 抹消請求には、法律上の及び事実に関する理由陳述を含めなければならない。同時に抹消請求人は、抹消請求の基礎となっている証拠を提出又は表示しなければならない。当該請求の拡張又は補正は認められない。庁は、手続及び本案に関する決定において、そのような拡張又は補正を考慮に入れない。
- (2) 抹消請求に(1)にいう理由陳述が含まれていないか、又は請求人が、庁の求めに基づいて、所定の期限内に指示された証拠を提出することを怠った場合は、庁は、抹消請求に関する手続を停止する。請求人は、手続停止の結果について求めの中で通知を受ける。
- (3) 庁は、実用新案所有者に対し、所定の期限内に抹消請求に応答するよう求める。
- (4) 実用新案所有者が所定の期限内に応答しなかった場合は、庁は、実用新案を登録簿から抹消する。
- (5) 庁は、抹消請求人及び実用新案所有者の提出文書に基づいて決定を行うことが可能でない場合は、口頭審理の日を指定する。また庁は、抹消請求についての実用新案所有者の応答を抹消請求人に送付する。
- (6) 適切な方式により招請された当事者が口頭審理に参加しない場合は、庁は、手続を続行し、本案に関しても決定を行う。

第46条

原告は、抹消請求とともに、82,50ユーロの保証金を納付しなければならない。抹消請求が適正であることが証明された場合は、庁は、当該保証金を遅滞なく返還する。

第47条 移転

- (1) 庁は、次の場合は、申請人を実用新案所有者として記録する。
- (a) 庁が、裁判所の有効な決定に基づき、実用新案所有者として登録されている者に第10条(1)、第10条(3)又は第11条(1)に基づく実用新案保護を受ける権原がないと認めた場合
 - (b) 裁判所の有効な決定により実用新案保護を受ける権原がある者又はその権原承継人によ

り移転請求がされている場合

(c) 裁判所の決定の効力発生日から3月以内に移転請求が提出された場合

(2) 請求には、(1)(a)に基づく裁判所の有効な決定を付するものとする。

(3) 移転請求が(1)(a)及び(b)又は(2)にいう条件を満たしていない場合は、庁は、移転請求を拒絶する。庁は、移転請求を拒絶する決定を行う前に、請求人に対し、移転請求を拒絶する根拠として認められた理由に応答する機会を与えなければならない。

(4) 裁判所の有効な決定に基づいて実用新案保護に係る権利を付与されている者又はその権原承継人が(1)(c)にいう期限内に移転請求をしなかった場合は、庁は、職権により、当該実用新案を登録簿から抹消する。

(5) (1)及び(2)は、出願に基づく権利の喪失及びそのような権利の適格者への移転に準用される。(4)により出願に基づく権利の移転が実行されなかった場合は、庁は、出願を拒絶する。

第48条 決定手続

庁は、請求に基づき、請求に記載されている対象が特定の実用新案の保護の範囲内にあるか否かを決定する。

第49条 ライセンス、担保権、実用新案の譲渡又は移転及び訴訟の登録簿への登録

(1) 登録簿へのライセンス、担保権、実用新案の譲渡若しくは移転の登録請求(以下「権利の登録請求」という)又は訴訟の登録請求が一般拘束規則(第59条)にいう要件を満たしていない場合は、庁は、請求人に対し、所定の期限内に不備を是正するよう求める。請求人が所定の期限内に不備を是正しなかった場合は、庁は、請求に係る手続を停止する。請求人は、手続停止の措置について、求めの中で通知されるものとする。

(2) 何らかの疑義がある場合は、庁は、権利の取得を証明する書類又は実用新案所有者の変更を証明するその他の書類の認証謄本、更には原本の提出を要求することができる。

(3) 庁が職権により登録簿に記入した強制ライセンスについては、その付与に係る有効な決定の申渡しの後は、(1)及び(2)を準用しない。

(4) 庁は、実用新案保護を受ける権利を対象とする訴訟の当事者の請求であって裁判所への提出書類の裁判所により認証された副本を伴うものに基づいて、実用新案保護を受ける権利に関して訴訟が係属している事実を登録簿に記入する。

第50条 更なる手続

(1) 庁は、行為の実行について庁が設定した期限の延期に関する手続の当事者が当該期限の到来より前に提出する請求に基づき、当該期限を延期することができる。

(2) 庁における手続の当事者が、行為の実行について庁が設定した期限を遵守しなかった場合は、当該人は、庁に対して更なる手続を求めるとともに、期限不遵守の結果として発出された庁の決定の申渡しから2月以内に不履行行為を履行することができる。

(3) 第41条(2)にいう期限の場合は、請求は、(1)又は(2)により拒絶される。

(4) 第41条(3)及び第45条(2)にいう期限を遵守しなかった場合は、請求は、(2)により拒絶される。

(5) 庁は、期限延期を求める請求又は更なる手続を求める請求であって(1)若しくは(2)にいう条件を遵守しないもの又は(3)若しくは(4)により拒絶されるべきものを拒絶するものとする。

る。庁は、請求を拒絶する前に、請求人に対し、請求を拒絶する根拠となる確認された理由に応答する機会を与えなければならない。

(6) 庁が更なる手続を求める請求を認めた場合は、期限不遵守の結果として発出された決定の法的効果は消滅するか又は発生しない。

(7) (1)にいう請求に関して提出日から2月以内に庁が決定を行わなかった場合は、請求は、認められたものとみなされる。

第51条 原状回復

(1) 庁における手続の当事者が、事情に鑑みて必要な当然の注意を払ったにも拘らず行為の履行についての法定期限又は庁が設定した期限を遵守できず、当該行為の不履行の結果として手続が停止され又はその他の権利を喪失した場合は、当該当事者は、庁に対し原状回復を求めるとともに、当該行為の不履行を引き起こした障害が除去されてから2月以内、ただし、遅くとも、遵守されなかった期限の到来から12月以内、また実用新案の効力の延長請求期限の不遵守の場合は、遅くとも、遵守されなかった第26条(5)にいう追加期間の満了から12月以内であれば、不履行行為を履行することができる。

(2) 手続の当事者は、(1)による請求を裏付け、当該行為の履行を妨げた事実及び当該行為の不履行を引き起こした障害が除去された日を陳述しなければならない。庁は、(1)にいう期限が到来した後に提出された陳述は考慮に入れない。

(3) (2)にいう陳述の真実性について合理的な疑いがある場合は、庁は、請求人に対し、その陳述を証明するよう求めることができる。

(4) 原状回復請求は、次の事項に係る期限が遵守されなかった場合は認められない。

(a) 第50条(2)に基づく更なる手続を求める請求及び(1)に基づく原状回復を求める請求の提出

(b) 第34条に基づく優先権の主張及び設定

(c) 第38条(5)に基づく出願公開の猶予を求める請求の提出

(d) 第40条(1)に基づく異議の申立

(e) 第53条(1)に基づく救済の申立

(f) 第41条(2)及び(3)並びに第45条(2)及び(3)に基づく行為の履行

(5) 庁は、原状回復請求が(1)及び(2)にいう条件を満たしていないか若しくは(4)にいう理由により認められない場合、又は請求人が(3)に従って自己の陳述を証明しない場合は、当該原状回復請求を拒絶する。庁は、請求について決定を行う前に、請求人に対し、請求拒絶の根拠となった確認された理由に応答する機会を与えなければならない。

(6) 庁が原状回復請求を認めた場合は、期限不遵守の結果として発出された決定の法的効果は、消滅するか又は発生しない。

(7) 期限の不遵守の結果として発出された決定の効力に基づき、(6)によるこの決定の法的効果の消滅後、スロバキア共和国の領域内において、善意で、出願又は実用新案の対象である技術的解決を実施したか、又は当該技術的解決の実施を直接の目的として明らかな準備を行った第三者は、当該技術的解決の実施について対価支払の義務を負うことなく、自己の事業活動の枠内で、当該技術的解決を実施することができる。

(8) (7)に基づく適格利用者の権利の譲渡又は移転は、技術的解決が利用されている会社又は当該部分の譲渡又は移転の一環としてのみ可能である。

第 52 条 決定の理由

- (1) 庁における手続の当事者は、自己の陳述を裏付ける証拠を提出し又は申し出なければならぬ。
- (2) 庁は、手続の当事者が提出したか又は申し出た証拠の行使から確認された事実に基づいて決定を行う。

第 53 条 審判請求

- (1) 庁の決定に対する審判請求は、決定の申渡しから 30 日以内に提起することができる。時宜を得て審判請求することにより、権利猶予の効果が得られる。
- (2) 庁は、審判請求について決定を行うに際し、審判請求の範囲に拘束される。ただし、このことは、次の事項に関しては適用されない。
 - (a) 職権により手続を開始することができる事項
 - (b) 手続の一方の側の複数当事者に係る共同の権利又は義務に関する事項
- (3) 審判請求の申立は、次のような決定に対しては認められない。
 - (a) 更なる手続又は原状回復を求める請求を認めた決定
 - (b) 第 58 条(7)に基づいて手続を停止した決定

第 54 条 ファイルの閲覧及びデータの利用可能性

- (1) 手続の当事者は、ファイルを閲覧し、抄本及び写しを作成することができる。
- (2) 庁は、第 38 条(4)により出願を公開する前は、考案者が誰であるか及び出願人が誰であるかについてのデータ、実用新案の名称、出願のファイル番号、及び優先権についてのデータに限り、出願人の同意なしに第三者に通知することができる。
- (3) 庁は、第 38 条(4)により出願を公開する前に、請求に基づき、実用新案所有者、特許所有者、出願人又は特許の出願人に対して、出願に関するファイルを閲覧する機会を与えるものとする。ただし、この出願が、当該所有者の実用新案若しくは特許、又は当該出願人の出願若しくは特許出願に関連していることを条件とする。
- (4) 第 38 条(4)により出願を公開した後、庁は、請求に基づき、第三者に対し、出願又は実用新案に関するファイルを閲覧する機会を与えなければならない。
- (5) ファイルの閲覧に係る権利には、写真複写を作成する権利が含まれ、作成の際には、複写の作成及びその引渡しに係る必要な費用を納付するものとする。
- (6) 庁は、第 32 条(4)による出願において記載された考案者の書面による請求があった場合は、特に出願の公開、実用新案登録に関する通知、実用新案の登録簿への記入に関する証明書の交付、及びファイルの閲覧により、考案者の識別データを第三者の利用に供してはならない。
- (7) 庁は、書面による請求及び法律上の利益の証明に基づいて、申請人に対し、同人が特定する者が出願において考案者として記述されているか否かを通知する。
- (8) 次のものは、ファイルを閲覧する権利の対象から除外される。
 - (a) 秘密情報であって手続当事者を含めた第三者の情報取得の権利を確保する上で公開が必要でないものを含むファイル部分
 - (b) 事業秘密を含むファイル部分であって実用新案出願人又は実用新案所有者から書面による除外請求があったもの

(c) 補助メモ，決定案，評価又は見解を含む議事録及びファイル部分

第 55 条 登録簿

- (1) 庁は，出願及び実用新案に関する確定データを記入する登録簿を備えておく。何人も，登録簿を閲覧することができる。
- (2) 登録簿に記入されたデータは，所轄当局の決定に別段の記述がない限り，正当なものともみなされる。
- (3) 所轄当局の有効かつ執行可能な決定に基づく登録簿記入データの変更は，効力条項を付した決定の引渡し後に，庁により遅滞なく登録簿に記入される。
- (4) 法律又は(3)にいう所轄当局の決定に基づくデータ及び事実の記入は，行政行為に関する一般規則に基づく手続において発出された決定とはみなされない。

第 56 条 公報

庁は，出願及び実用新案に関する事実並びに主要な内容の庁の通知及び決定を公表及び告示する公報を発行する。

第 57 条 国際出願

- (1) スロバキア共和国において実用新案の登録簿への記入を請求する国際出願の出願人は，優先日から 31 月以内に当該国際出願を庁に提出するとともに，その公用語への翻訳文を提出しなければならない。
- (2) 出願人の請求に基づき，かつ，(1)にいう条件が満たされていることを前提として，庁は，(1)に定める期間の満了前にも，国際出願に関して手続を開始することができる。

第 IV 部 共通規定、授權規定、経過規定及び廃止規定

第 58 条 共通規定

(1) 国際条約加盟国の領域内又は世界貿易機関の構成員である国の領域内に住所又は本拠を有する者は、国内の出願人又は実用新案所有者と同一の権利及び義務を有する。住所又は本拠が存する国が国際条約の加盟国又は世界貿易機関の加盟国でない場合は、本法に基づく権利及び義務は、相互主義の条件の下でのみ付与することができる。

(2) スロバキア共和国内に住所又は本拠が存在しない者は、庁での手続において、授權された代理人により代理されなければならないが、ただし、第 33 条に基づく出願日の決定の前で、かつ、この決定に関する行為の場合を除く。

(3) (2)の規定は、欧州連合加盟国又は欧州経済地域に関する協定の締約国である国の居住者である自然人、及び欧州連合加盟国又は欧州経済地域に関する協定の締約国である国の領域内に事業の管理部門又は本拠を有する法人である手続当事者には適用されない。このような手続当事者は、スロバキア共和国の領域内の送達宛先を庁に通知しなければならない。

(4) 行政手続に関する一般規定は、本法に別段の定めがない限り、本法に基づく庁における手続に適用される。

(5) 行政手続に関する一般規定に定める手続の中断、法定の宣言、決定に係る期限及び無為に対する措置に関する規定は、本法に基づく庁における手続には適用されない。

(6) 手続当事者が所定の期限内に庁の求めに応じない場合は、庁は、手続を停止することができる。手続当事者は、求めの中でこのことについて通知される。

(7) 庁は、手続の開始を申し立てた者から請求があった場合は、手続を停止する。手続停止の申立は、取り下げることができない。

(8) 本法に別段の定めがない限り、庁への提出は、公用語による書面により行わなければならない。

(9) 庁への提出は、電子媒体により行うことができる。当該提出に電子署名による署名が付されていない場合は、2 週間以内に書面により署名を付するものとし、これがなされない場合は、当該提出は、法律上無効とみなされる。

第 59 条 授權規定

庁が発出する一般拘束規定においては、次の事項について詳細を定める。

- (a) 出願の要件
- (b) 優先権の主張及び証明に係る方法及び要件
- (c) 国際出願の翻訳文
- (d) 出願公開の猶予を求める請求に係る要件
- (e) 実用新案の登録簿への記入に対する異議申立に係る要件
- (f) 実用新案の有効期間延長を求める請求に係る要件
- (g) 取消を求める申立、移転を求める請求、決定を求める請求、更なる手続を求める請求及び原状回復を求める請求に係る要件
- (h) 権利の記入を求める請求、訴訟の登録簿への記入を求める請求及び出願に基づく権利の譲渡又は移転の登録簿への記入を求める請求に係る提出方法及び要件
- (i) 登録簿に記入され、公報で公表されるデータ

第 60 条 経過規定

(1) 出願に関する手続及び実用新案に係る事項に関する手続であって本法施行前に適法に完結しなかったものは、本法に基づいて完結させる。

(2) 本法施行前に登録簿に記入された実用新案に基づく権利及び関係には本法の規定が適用される。このような権利及び関係の発生並びに本法施行前にこれらから発生する主張は、これらの発生時に有効であった規定に基づいて判断される。

第 61 条

附属書にいう欧州共同体及び欧州連合の法律行為には、本法が適用される。

第 62 条 廃止規定

次のものは廃止される。

スロバキア共和国国家評議会の法令集法律 No. 90/1993 第 VI 条及び法令集法律 No. 435/2001 第 III 条における語法による実用新案に関する法令集法律 No. 478/1992

第 IV 編 施行

本法は、2008 年 1 月 1 日に施行する。

法令集法律 No. 495/2008 は、2009 年 2 月 1 日に施行される。